



茨城県報

号外第 23 号

平成18年 2 月27日
月 曜 日

目 次

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

ページ

● 漁業法に基づく指示 (5 件)	1
-------------------------	---

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 8 号

茨城県海面におけるひらめ、かれい類、すずき、あいなめ等の採捕を目的とするはえなわ漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

平成18年 2 月27日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 深 澤 勝 久

(操業の承認)

1 当該海面において、はえなわ漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

(承認対象漁船)

2 承認の対象となる漁船は、総トン数 5 トン未満(無動力漁船及び総トン数 3 トン未満の動力漁船を除く。)であつて次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 前年度茨城県海面において当該漁業の操業の実績を有する者
- (2) 委員会が特に認めた者

(制限又は条件)

3 この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

(1) 操業禁止期間

高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナから真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年 3 月15日までは操業してはならない。

(2) 操業禁止区域

高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線

20メートル以浅の海面においては操業してはならない。

高萩市大字高戸鼻突端正東線から東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線の間の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。

但し、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。

茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、高萩市大字高戸鼻突端正東線以南の海面及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナから真方位60度の線以北の海面においては操業してはならない。当該禁止区域の区分は、申請者の住所により決定する。

(3) 承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

- 4 この漁業の承認を受けた者は、別に定める漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合に翌年 3 月31日まで提出しなければならない。

(承認の取り消し)

- 5 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

(指示の有効期間)

- 6 この指示の有効期間は、平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日までとする。

茨城海区漁業調整委員会指示第 9 号

ひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

平成18年 2 月27日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 深 澤 勝 久

- 1 茨城県海面において、全長30センチメートル未満のひらめを採捕してはならない。

ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

- 2 この指示の有効期間は、平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日までとする。

- 3 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

茨城海区漁業調整委員会指示第10号

茨共第15号第 1 種共同漁業権区域内における漁業の秩序維持を図るため、はまぐりの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成18年 2 月27日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 深 澤 勝 久

- 1 次の指定海域において、ウェットスーツを着用し、かつ、水中メガネ又はシュノーケルを使用し、はまぐりを採捕してはならない。

ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

指定海域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点第 1 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ただし、基点第14号、カ、キ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ス、セ、円弧ソ、タ、チ、ツ及びテの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに利根川左岸導流堤を除く。

基点第 1 号 茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識

基点第 2 号 茨城県東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した標柱

基点第 6 号 茨城県東茨城郡大洗町大洗岬灯台

基点第 7 号 茨城県東茨城郡大洗町大貫町前原下256番地の66地先に設置した標識

基点第13号 茨城県鉾田市汲上字別所釜2540地先に設置した標識板

基点第14号 茨城県鹿嶋市大字平井字海岸 1 番地の122に設置した標柱

基点第15号 茨城県神栖市日川字海岸砂間2034番地の18に設置した標柱

基点南第 1 号 千葉県銚子市一ノ島灯台防波堤突端に設置した標識

ア 茨城県東茨城郡大洗町那珂川右岸防波堤突端

イ 基点第 2 号から89度10分 (真方位) 4,000メートルの点

ウ 基点第 6 号から120度 (真方位) 4,000メートルの点

エ 基点第 6 号から160度 (真方位) 4,000メートルの点

オ 基点第13号から65度 (真方位) 3,800メートルの点

カ 基点第14号から61度55分 (真方位) 4,000メートルの点

キ 基点第15号から61度25分 (真方位) 4,000メートルの点

ク 基点第 1 号から55度 (真方位) 2,608.5メートルの点

ケ 基点南第 1 号から24度15分 (真方位) 700メートルの点

コ シから92度 (真方位) 50メートルの点

サ 茨城県神栖市波崎漁港航路護岸に設置した標識から92度 (真方位) の線上最大高潮時利根川左岸から50メートルの点

シ 茨城県神栖市利根川左岸導流堤突端

ス 基点第 6 号から30度35分 (真方位) 1,099メートルの点

セ スから180度 (裏方位) 3,600メートルの点

円弧ソ スを中心とする半径3,600メートルの円のうちセとタを結んだ円弧

タ スを中心とする半径3,600メートルの円と基点第 7 号から110度46分49秒 (真方位) に引いた線との交点

チ 基点第 7 号から161度32分17秒 (真方位) 640メートルの点

ツ 基点第 7 号から172度32分17秒 (真方位) 1,016メートルの点

テ 茨城県東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の343に設置した標識

2 この指示の有効期間は、平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日までとする。

3 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、はまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

茨城海区漁業調整委員会指示第11号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、幼稚魚の保護及び資源管理型漁業の推進を図るため、次の表の左欄に掲げる海域においては、同表右欄に掲げる期間中、投網（とあみ）による水産動物の採捕を禁止する。

平成18年 2 月27日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 深 澤 勝 久

海 域	期 間
北茨城市大津町地先，大津漁港の江戸上川東隣接 - 6 m 岸壁(A)の休憩岸壁と陸揚岸壁の接点から半径500メートル以内の海域	平成18年 4 月 1 日から 平成19年 3 月31日まで
日立市川尻町地先，川尻港内，魚市場上屋前の - 3 m 物揚場岸壁と北防波堤港内側岸壁との接点から，半径270メートル以内の海域	
ひたちなか市磯崎町地先，磯崎漁港西防波堤突端から，半径200メートル以内の海域	
ひたちなか市平磯町地先，那珂湊漁港平磯分区の漁港原点から，半径300メートル以内の海域	
東茨城郡大洗町港中央 1 番地，大洗港フェリーターミナルビル基部中心点から，半径1,000メートル以内の海域	

茨城海区漁業調整委員会指示第12号

茨城県海面における漁場利用の適正化を図るため、漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事している場合、又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合以外の水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成18年 2 月27日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 深 澤 勝 久

- 1 次の指定海域において、船舶（推進機関を備える船舶に限る。以下同じ。）を使用して遊漁をする場合は、当該船舶の所有者は、当該船舶ごとに茨城海区漁業調整委員会へ届出をしなければならない。

指定海域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 北茨城市平潟町字黒浦605番地に設置した基点第26号

イ アから79度30分（真方位による。以下同じ。）10海里の点

ウ 北茨城市磯原町天妃山山頂中心点から90度10海里の点

エ 日立市久慈町日立灯台中心点から90度10海里の点

オ 東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した基点第 2 号から90度10海里の点

カ 鹿嶋市鹿嶋灯台中心点から90度10海里の点

キ クから55度17,128.5mの点

ク 神栖市波崎漁港東防波堤 B に設置した基点 1 号

- 2 この指示の有効期間は、平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日までとする。
- 3 1 の規定にかかわらず、船舶の所有者のうち、平成14年 4 月 1 日以降に、遊漁をするために、茨城海区漁業調整委員会に届出があったものについては、1 の規定による届出があったものとみなす。
- 4 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、遊漁に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

遊漁に関する委員会指示取扱要領

平成18年 2 月27日付け茨城海区漁業調整委員会指示第12号による、遊漁に係る委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(遊漁船の届出)

- 1 指定海域において船舶（推進機関を備える船舶に限る。以下同じ。）を使用して遊漁をする場合は、当該船舶（以下「遊漁船」という。）所有者は遊漁船ごとに別記様式第 1 号によって、茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

(届出の受理)

- 2 委員会が届出を受理したときは、別記様式第 2 号による届出済証（以下「届出済証」という。）を届出人に交付する。

(届出済証の変更届)

- 3 届出済証の交付を受けた者が、届出済証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく遊漁船届出済証変更届書（別記様式第 3 号）を委員会に提出しなければならない。

(届出済証の再交付)

- 4 届出済証の交付を受けた者が、届出済証を亡失又はき損したときは、遅滞なく遊漁船届出済証再交付申請書（別記様式第 4 号）を委員会に提出し、届出済証の再交付を受けなければならない。

(届出済証の返納)

- 5 届出済証の交付を受けた者が遊漁船による遊漁をやめた場合は、遅滞なく届出済証を委員会に返納しなければならない。

(標旗の掲揚)

- 6 届出済証の交付を受けた者は、遊漁に際し、当該遊漁船に別記様式第 5 号の標旗を掲揚しなければならない。

(届出済証の備付け)

- 7 遊漁船による遊漁を行う場合は、届出済証を当該遊漁船に備付けなければならない。

様式第 1 号

遊 漁 船 届 出 書

平成 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称



(電話番号

)

遊漁に使用する船舶を下記のとおり届け出ます。

記

1 使用漁船

- (1) 船名
- (2) 船舶番号又は船舶検査済証番号
- (3) 総トン数又は船舶の長さ
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 船籍港又は定係港
- (6) 所属している団体・マリーナ (所属している場合のみ)

2 添付書類

船舶検査証書 (写)

様式第 2 号

茨調第 号	
遊 漁 船 届 出 済 証	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
船 名	
船舶番号又は船舶 検 査 済 証 番 号	
総トン数又は長さ	
推進機関の種類 及 び 馬 力 数	
船籍港又は定係港	
注 意 事 項	1 当該遊漁船に標旗を掲揚すること。 2 漁場においては、操業中の漁船に寄船する事は厳にさけるとともに、双方の 安全操業をはかるため操業中の船間距離は、50メートル以上保持すること。
平成 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会 会 長 深 澤 勝 久	

様式第 3 号

平成 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊞

(電話番号

)

遊漁船届出済証変更届書

交付を受けた承認証（茨調第 号）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

記

1 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後

2 変更理由

様式第 4 号

平成 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊞

(電話番号

)

遊漁船届出済証再交付申請書

遊漁船届出済証を亡失 (き損) したので, 再交付を申請します。

記

1 遊漁船届出済証番号 茨調第 号

2 船 名

3 亡失 (き損) の理由

様式第 5 号

茨調第

号

釣

60センチメートル

70センチメートル

- 備考
- 1 標旗は、赤色の布地等
 - 2 字は、白又は黒
 - 3 字の大きさは、釣は20cmその他は 7 cm
 - 4 字の太さは、大きさに見合うものとする。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)